

平成 20 年 5 月 13 日  
企業会計基準委員会

## 企業会計基準適用指針第 22 号

# 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」の公表

### 公表にあたって

これまで子会社及び関連会社の範囲の決定に関しては、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 60 号」という。）が実務上の指針として用いられてきました。企業会計基準委員会では、監査委員会報告第 60 号のうち会計上の取扱いに関する部分について、その内容を引き継いで新たな適用指針を定めることとし、加えて会社法の施行への対応や取扱いの明確化が必要と考えられる点への対応について審議を重ねてまいりました。

今般、平成 20 年 5 月 2 日の第 151 回企業会計基準委員会において、標記の適用指針（以下「本適用指針」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本適用指針につきましては、平成 20 年 1 月 24 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

なお、当委員会では、新たな会計基準等の公表による他の会計基準等の修正について、その内容を新たに公表する会計基準等の文末に記載する方法を採用することとしております。詳細につきましては、以下をご覧ください。

「新会計基準等の公表による他の会計基準等の修正について」

## **本適用指針の概要**

### **■ 目的（第1項）**

本適用指針は、子会社及び関連会社の範囲について、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」、「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）、「持分法に関する会計基準（以下「持分法会計基準」という。）」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」という。）を適用する際の指針を定めるものである。

### **■ 範囲（第2項）**

本適用指針は、連結財務諸表を作成することとなる場合に適用する。なお、個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する投資の範囲、及び連結財務諸表を作成していないが、個別財務諸表において連結財務諸表に係る注記を行うこととなる場合についても、本適用指針の定めによる。

### **■ 用語の定義（第3項）**

本適用指針における用語の定義は、連結原則、持分法会計基準及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いにおける用語の定義と同様とする。

### **■ 他の会社等の意思決定機関を支配していないこと等が明らかであると認められる場合の明確化（第16項(4)及び第24項）**

監査委員会報告第60号2(6)⑤及び⑥並びに3(4)①及び②で示されていた取扱いについて、考え方を整理し、該当する場合を具体的に示すこととした。すなわち、ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等）が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の会社等の株式や出資を有している場合において、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い一3にいう他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、次のすべてを満たすようなとき（ただし、当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。）には、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められ、子会社には該当しないことを示した。

- ① 売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること
- ② 当該他の会社等との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと

③ 当該他の会社等は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと

④ 当該他の会社等との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと

なお、他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要である。また、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあつては、当該企業集団内の他の連結会社（親会社及びその連結子会社）においても上記②から④の事項を満たすことが適当である。

また、関連会社の判定（他の会社等に重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合）についても、同様の内容を示している。

#### ■ 利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため連結の範囲に含めない子会社及び持分法を適用しない関連会社（第 19 項及び第 26 項）

連結原則 第三 一 4(2)では、子会社のうち、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社等は、連結の範囲に含めないものとしている。一般に、それは限定的であると考えられており、監査委員会報告第 60 号では具体例は示されていないが、本適用指針では、現行の実務等を考慮した具体例を示すこととした。

また、子会社の場合と同様に、持分法を適用することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある関連会社（非連結子会社を含む。）に対する投資については、持分法を適用しないことを明示し、現行の連結財務諸表規則における取扱いと整合させることとした。

#### ■ 海外の子会社等が連結財務諸表を作成している場合の連結子会社及び持分法適用関連会社の範囲

平成 18 年 5 月に公表された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、監査委員会報告第 60 号 8 の定めは適用されないこととなるため、本適用指針には、当該取扱いは示されていない。

#### ■ 適用時期等（第 30 項、第 31 項及び第 32 項）

- (1) 平成 20 年 10 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用する。ただし、平成 20 年 9 月 30 日以前に開始する連結会計年度から適用することができる。
- (2) 本適用指針を適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う。
- (3) 監査委員会報告第 60 号については、改廃を検討することが適当である。

以 上